

圖書教員ハ本校毎年ノ卒業生ニテハ今ヤ大ニ不足ヲ感ゼリ 宜シク圖書講習科ノ規模ヲ擴張シテ圖書教員養成科トナシ教員ノ不足ヲ補フノ途ヲ設クルコト是亦必要ナリ

参考品陳列館及圖書館ヲ新築シ蒐集收藏スル所ノ作品ヲ廣ク公衆ニ示シ若クハ之ニ依リテ研究シタル事項ヲ講話シ又ハ之ヲ出版シテ社會ヲ裨益スルコトヲ計リ奈良研究所ヲ設置シテ美術上ノ研究ニ資スルノ傍ラ名品傑作ヲ聚メ美術史ヲ編纂シテ美術上ニ貢獻スルノミナラズ文學上ノ缺典ヲ補ヒ生徒成績品陳列室ヲ新設シテ本校ノ成績ヲ博ク内外人ニ示ス等ノ必要ナルコトハ本年二月提出シタル目論見書ニ於テ詳細開陳シタル如ク各項孰レモ一日モ早ク之ガ計畫施設ヲ要ス

校舎ノ狹隘ト不適當ナルコトハ是亦嚮ニ提出シタル目論見書ニ於テ開陳シ且前項設備ノ項ニ於テモ述ブル所ノ如ク本校目下ノ急務ニ屬ス

圖書標本ハ他學校ニ比シテ高價ノモノ多ク且廣ク蒐集スルノ要アリ 毎年少許ヲ購入スト雖未ダ不足ヲ免レズ漸次増備ノ必要アルヲ以テ其費用ヲ増加セラレンコト切望スル所ナリ

本校ニハ從來雨天体操場ノ設ケナシ 速ニ新設スルヲ要ス 教授助教授ノ不足ハ教課上缺典トスル所ナリ 然レトモ現今ノ經費ニテハ到底充實セシムルヲ得ザルヲ以テ之ガ費額ヲ増ス必要アリ

學生費ノ不足ナルハ生徒ヲシテ充分ノ修學旅行ヲナサシムル能ハズ 從ヒテ見聞ヲ廣メ良績ヲ擧ゲ難シ 且本校規則研究科規程中ニハ旅行ヲナサシムルノ規程アルモ從來費用ノ足ラザルガ為空文

ニ屬シ遺憾トスル所ナリ 故ニ本費用ヲ増額スル亦必要ナリトス 雜件

前年来研究生ノ実験ニ資スル爲依囑ヲ受ケタル滋賀縣下社寺ノ寶物修繕事業ハ著ニ進捗セシモ本年度内ニ於テハ未ダ竣成ノ運ビニ至ラズ

生徒實驗ノ資ニ供スル爲諸所ノ依囑ヲ受ケ製作ニ從事シタルモノ、中重ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ

一 吉田健康胸像 壹軀 前年ヨリ 長崎吉田健康氏銅像建設 委員ヨリ依囑 繼續竣工

一 鍛鉄花瓶 壹対同 衆議院依囑

一 劍狀銅標 壹基同 北海道炭鑛鐵道株式會社依囑

一 征清紀念銅標 同 竣工 静岡縣濱松町依囑

一 仙臺昭忠銅標 同 未竣工 仙臺昭忠會依囑

一 故佐久間貞一胸像 壹軀同 日本圖書株式會社依囑

(三十五年) 本年二月廿日子爵東園侍從 勲旨ヲ以テ本校ニ臨マレ各教室ヲ巡

視セラレタル上天覽ニ供スル爲生徒成績品ヲ差出スベキ旨御沙汰

アリタルヲ以テ生徒成績品三十七点ヲ差出シタルニ其中ノ作品ニ

シテ (解說6) 御買上ゲトナリタルモノ三點アリ

解説

1 規定改正

明治三十四年の規定改正は五月に入学試験料を一元から二元へと改め、無試験入学生の入学手数料を五十銭から一元へと改めたことと、次に記す彫刻科分科廃止、「生徒心得」の改正、教務分担内規制定、物品取扱規程制定、モデル取締規定制定等である。

一、彫刻科分科廃止（彫刻科カリキュラム改正）

「従明治二十年本校関係法令書類 東京美術学校」に次のように記録されている。

明治卅四年五月七日告示第百七號

東京美術学校學科彫刻科中各分科ノ區別ハ明治三十四年七月十日限り

廢止ス

分科廃止のため本年（三十四年）五月、彫刻科のカリキュラムは次のように改正された。

彫刻科

第一年

塑造

實材製作

（木彫、牙彫、石彫、鑄金ノ中其一ヲ撰ビ學修セシム）

毎週二十四時

繪畫

同 八時

歴史及考古學

同 二時

美學及美術史

同 二時

美術解剖

同 一時

體操

同 二時

第二年

塑造

實材製作

毎週三十四時

歴史及考古學

同 二時

美術解剖

同 一時

體操

同 二時

第三年

塑造

毎週三十八時

實材製作

同 一時

歴史及考古學

第四年

塑造

毎週三十九時

實材製作

卒業製作

ここに、従来は単に「実習」とされていた科目が「塑造」と「実材製作」に区分され、塑造重視の方針が制度化された。この改正について同年七月七日付『東京日日新聞』は

（『東京美術学校一覽 従明治三十四年至明治三十五年』）

〔上略〕彫塑科は従來塑造部、木彫部、牙角部の數部に別れ居たりしが今回その組織を改正し塑造を以て最も主要の技術として同科全躰の生徒に課しまた生徒の志望に依り午後の時間に於いて別に木彫、牙彫及鑄造三技の中其一種の實材製作を旁修せしむることとなし來る九月よりこれを實行すといふ 以前の如き木彫のみを以て彫刻科の正課の技藝としたるに比すれば頗る改良の當を得たるものといふべし 數年前同校彫刻科を改革して洋式塑造の術を入れ頻りにモデル寫生を^{〔不明〕}りしより生徒の成績頓に發達したるのみならずその新進の作風の一般彫刻社會に影響したることの甚だ著きを見る斯藝進歩の上に於いて大いに賀すべきことなり

と評している。この記事から見ても、当時の学校当局は塑造を極めて重

視し、反面、実材製作を単に「旁習」すべきものとして従属的地位に置くという考え方をしていたことがわかるが、のちに再び方針の変更があり、明治四十年七月に至っては彫刻科は塑造部、木彫部、牙彫部に分かれ、分科制が復活する。

なお、この明治三十四、五年の時点に於ける「塑造」と「実材製作」の教程については不明であるが、明治三十五年に同科主任格の高村光雲が教程、方針等の概要を述べた記事があるので参考のため掲げておく。

高村光雲氏談片

或朝高村光雲氏を千駄木林町の居に訪ふ、氏諄々として快談し刻の移るを知らず、恰も氏が出勤の時迫りしを以て辭して歸る。茲に話中の要旨兩三節を摘記して讀者の参考に供せんとす、文字の責は全く記者に在り。(犀水生)

△彫刻教授の方法

彫刻教授の方法に三段あり、(一)寫生(二)摸刻(三)新案、寫生は實物の狀態を寫すなり、初めは果實、花卉の如き靜物を課し、次に比較的簡易なる動物に移り、猫鼠等の如きものを寫生せしめ、然る後虎、熊、象の如きものを寫生せしむ、右卒て後ち人體寫生、こは初め石膏に依らしめ、後ちモデルに就て寫生せしむ、モデルを寫すにも初め胸部以上を限り後ち全身を寫さしむ、傍ら人體解剖學を授け、筋肉、骨格等の智識を養はしむ、總て易より入り漸次難に進むの順序なり、摸刻とは東西の名作を摸造せしむるなり、新案は寫生の實驗と摸刻の練習を應用して獨創の新圖を案出して之を造らしむ、寫生は生本に従ふて之を寫し、新案は自己の意志を以て生本を使用するなり、斯くて先づ一人前の手腕を得る譯なれども實際教授上中々に苦心多し。

△彫刻は世界的なり

彫刻には東洋とか西洋とか云ふ區別あることなし、彫刻は世界的なるものなれば、其手段も自ら東西相一致せり、繪畫の如きは然らず、其使用する道具より其術を施す材料も相違し、隨て之を作るとききの態度も自ら異なれり、東洋畫は毛筆を用ひ西洋畫は刷毛を用ひ、其彩料も日本畫にては繪具を膠にて溶き、西洋畫にては油にて調殺す、日本畫は、紙又は絹に施し西洋畫は畫布に施す、日本畫は、伏して之を描き西洋畫は立て、之を描く、畫風に於ても日本畫は線を主として形を表はし西洋畫は限と光線にて物を畫く等の差あり、然れども彫刻に於ては之に使用する道具も材料も、又た之を作るの術も自ら相一致せり、例へば泥塑には篋を用ひ木石には刀を用ゆるの類相同しく、其材料も木、石、其他金屬等互に之を用ゆ、よし多少の差ありとするも只僅少の部分なり、故に東京美術學校に於ても彫刻科には東洋西洋の區別を設けず、否な之を區別すべき理由なきなり。

△教授方針案出の苦心

日本には古來彫刻の名手随分出てたれども、唯だ自己の天稟の才能を暢達して自ら上手となり大家となるのみにて、其術を人に授け他を教ふることをせざりしが故に從來教授の方案なるもの絶へてなかりき、こは彫刻に限らず何れの學も何れの術も皆な然りしなり、只だ自己の工夫と熟練とを以て自ら上達するも、之が道理を講究して組織的に説述し、若くは順序を立て、他に教授することなさず、各家互に密かに自家の流を傳へしのみなりしが故に、全體の發達も遅く、且つ極めて不規律なりき、されば當初東京美術學校に於て彫刻を教授し始めし時は之が教授の教程、教案を作り方針を立つるには尠からざる苦心を費したりき、或は泰西の教授方法を參酌し或は我國古來各家の流儀を探查し、幾多の經驗に依て變更を積み改良を重ね、遂に今日にては何人にて一人前の彫刻

術に達することを得せしむる丈の方案は立ちたり。〔下略〕

(『美術新報』第一卷第十八号。明治三十五年十二月五日)

二、「生徒心得」の改正

二月に「生徒心得」が改正された。

生徒心得 明治三十四年二月改正

- 第一 本校ノ規則告諭等ヲ遵守スベキハ勿論各自其志操ヲ堅固ニシ意ヲ優美ニシ言行ヲ謹肅ニシ校ノ内外ヲ問ハズ苟モ異様ノ容姿ヲナシ又ハ本校生徒タルノ體面ヲ汚ス等ノ舉動アルベカラズ
- 第二 凡ソ告示ハ揭示シタル日ヨリ一般ニ知了シタルモノト認ムルヲ以テ常ニ能ク注意スベシ
- 第三 何等ノ目的タルヲ問ハズ本校ノ許可ヲ得ルニ非レバ校内ニ於テ猥リニ多人數會合スベカラズ
- 第四 實技及學科共各其授業時數ノ三分之一以上缺席スルトキハ進級ノ資格ヲ失フモノトス
- 第五 登校ノ節ハ本校所定ノ制服ヲ着用シ靴ヲ穿ツベシ 若シ病氣其他已ムヲ得ザル事故ニ依リ此ノ條規ニ從フ能ハザル場合ニ在テハ保證人連署シ病氣ノモノハ醫證ヲ添ヘ其旨本校ヘ届出デ許可ヲ受クベシ
- 但届書ハ門ヲ入ルトキ門衛ニ示スベシ
- 第六 各自ノ記名札ハ門ヲ入ルトキ門衛ヨリ受取リテ教室ニ入り所定ノ場所ニ掛ケ退出ノ際ハ教師ヨリ受取リテ門ヲ出ルトキ之ヲ門衛所ノ札懸ニ掛クベシ
- 第七 授業時間ニ至レバ遲滞ナク教室ニ入り各自ノ席ニ着キ其位次ヲ亂スベカラズ
- 第八 教室ニ入ルトキハ帽子外套等ヲ脱スベシ

第九 授業時間中教師ノ許可ナクシテ教室ヲ出テ又ハ他ノ教室ニ入ルヲ得ズ

第十 授業時間外ニ教室ニ入り又ハ教室備付ノ物品ヲ携出スベカラズ

第十一 本校職員ニ對シテハ勿論生徒相互ニ敬禮ヲ重ンズベシ

第十二 校舎ノ整肅清潔ヲ旨トシ總テ喧擾汚穢ノ舉動アルベカラズ

第十三 教室ニ於テ終業ノトキハ課業ニ用ユル備品ハ渾テ之ヲ掃除整頓スベシ

第十四 校内ニ在リテハ所定ノ場所外ニ於テ飲食喫烟シ又ハ猥リニ唾ヲ吐クベカラズ

第十五 帽子、外套、傘、履等ハ所定ノ場所外ニ置クベカラズ

第十六 宿所ヲ轉ジタルトキハ速ニ其旨届出ツベシ 保證人ノ轉住モ亦同様タルベシ

第十七 各自ヨリ本校ヘ差出スベキ願何届書等ハ先以テ當該教員ノ認印ヲ受ケ然ル後之ヲ教務掛ニ差出スベシ

第十八 在學中ハ鄙猥ノ製作ヲナシ又ハ製作物ヲ私ニ内外ノ展覽會等ヘ出品スベカラズ

第十九 在學中ハ本校ノ許可ヲ得ズシテ他ノ學校ニ入り又ハ他ノ學校或ハ官署ニ於ケル各種ノ試験ニ應ズルコトヲ得ズ

第二十 本校ヨリ貸付シタル物品ハ殊ニ取扱ニ注意スヘシ 若シ其物品ヲ汚損シ又ハ紛失シタルトキハ修補セシメ又ハ同品ヲ以テ辨償セシム

第二十一 本校ノ許可ヲ得テ圖書標本又ハ其他ノ物品ヲ校外ヘ持出サントスルモノハ當該職員ヨリ物品持出證ヲ受ケ之ヲ門衛ニ渡シテ出門スベシ

各自ノ所有品ト雖本校藏品ニ紛ラハシキ物品ヲ携出スルトキハ之ニ準スベシ

(『東京美術学校一覽』(從明治三十四年)至明治三十五年)

これを従來の「生徒心得」と比較すると、規則の項目数が十四から二十一へと大幅に増加しており、特に校内における集会の制限、進級資格剝脱、諸種の報告義務、図書標本持出しに関する規則等の追加項目が示すとおり、生徒の挙動取締りを強化しようとする意図が窺われる。

三、各科教務分担内規

『明治三十五年三月現行 東京美術学校処務規定及心得』に次のように記されている。

各科教務分擔内規明治三十五年一月二十三日制定

第一條 教務ニ關スル分擔ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 各科主任 教員中ヨリ之ヲ命ス
- 一 教室擔任 同上

第二條 各科主任、教室擔任ハ本校之ヲ命シ其不在ノトキハ臨時指命ス

第三條 各科主任ハ主トシテ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 其科ノ重要ナル教務ニ關シ其科ヲ代表シテ學校長ノ諮詢ニ應ジ又ハ意見ヲ學校長ニ陳述スルコト

第四條 各科教室擔任ハ其科ノ主任及關係教員ト協議シ主トシテ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 教室内ノ秩序ヲ正スコト
- 一 生徒ノ品行動情ヲ監督シ若シ怠惰不行狀ノモノアルトキハ之ヲ訓誡シ尙改悛ノ實ナキトキハ主任ヲ經テ學校長ノ處分ヲ請フコト
- 一 命令告諭等ノ實行ヲ務ムルコト
- 一 生徒學業成績ノ調査ヲナスコト
- 一 教室内ノ標本器具及消耗品ノ保管受渡ニ關スルコト
- 一 教室内ノ衛生ニ關スルコト

第五條 各學科教員ハ其教室擔任ニ準シテ其職務ヲ行フモノトス

第六條 各科教室擔任ハ其擔當教室ノ狀況ニ應ジ主任及關係教員ト合議シ其科生徒中ヨリ便宜一人乃至三人ヲ撰ヒテ其姓名ヲ具シ本校

ノ認可ヲ經テ級長副級長ヲ置キ左ノ事項ヲ擔當セシムルコトヲ得

- 一 本校及當該教員ノ命令傳達ニ關スルコト
- 一 其學級ノ風紀秩序ニ注意スルコト
- 一 其學級ノ衛生ニ注意スルコト

一 其學級ノ教室ニ於ケル標本器具ノ整理ニ注意スルコト

第七條 級長副級長ノ任期ハ當該教員ノ見込ニ依リ之ヲ定ム

なお、「東京美術学校旧職員履歷書」を見ると、右内規に伴う主任、担任任命状況の一部を把握できる。すなわち、明治三十五年一月三十一日付で次の任命がなされた。

高村光雲（教授）彫刻科主任、彫刻第四年塑造教室担任

黒田清輝（同）西洋画科主任

石川光明（同）彫刻科牙彫教室担任

竹内久一（同）図案科造型教室担任（同年四月二十九日付で彫刻科木彫教室担任兼図案科造型教室担任に変更）

海野勝珉（同）彫金科主任

寺崎広業（同）日本画第二年及び図画講習科担任

白浜 徴（同）日本画第一、第四年担任、図画教員課程主任・担任

辻村延太郎（助教）漆工科担任

桜岡三四郎（同）鍍金科主任

岡田 秀（同）予備の課程日本画教室担任

林 美雲（同）彫刻科木彫教室担任

沼田勇次郎(同) 鑄金科担任
羽田禎之進(同) 体操科主任

津田 信夫(同) 鑄金科工場監督

平田惣之助(嘱託) 鍛金科担任

岡田三郎助(同) 仮入学生に課する木炭画授業担任

中村勝治郎(助教) 西洋画科油画第三、第四教室担任

小林 万吾(同) 西洋画科着衣写生教室担任

四、物品取扱規程(およびモデル取締規定)

物品取扱規程は『明治三十五年三月現行 東京美術学校処務規定及心得』所載「東京美術学校物品取扱細則明治三十五年三月十三日制定」をさす。本文省略。なお、モデル取締規定の制定については年報には何ら記載がないが、上記印刷物に記載があるのでこれを転載する。

「モデル」取締規定明治三十四年四月四日制定

一 本校監視ハモデル取締ヲ監督シ「モデル」ノ取締ヲナサシムルモノトス

二 本校ニ於テハ兼テ「モデル」控所ヲ定メ且男女其ノ所ヲ異ニス

三 モデル取締ハ男女「モデル」ヲシテ毎朝授業開始十分前ニ「モデル」控所ニ入ラシムベシ

四 モデル取締ハ男女「モデル」相互ニ其控所へ出入談話シ又ハ妄リニ室外ニ出ツルコトヲ許スベカラズ

五 モデル取締ハ授業開始號鐘ト同時ニ「モデル」ヲ當該教員ニ引渡スベシ 當該教員出席ナキ間ハ「モデル」ヲシテ教室ニ入ラシムルヘカラズ

六 「モデル」ハ遅刻又ハ無斷欠席シタルトキハ其給額ヲ減シ或ハ全ク給與セザルコトアルベシ

七 「モデル」ハ使用豫定日限中無斷欠席シタルトキハ其既ニ出席シタル日給額ヲモ給セザルコトアルヘシ

但シ當該教員ニ於テ病氣其他不得已事故ニ依リ欠席シタルモノト認ムルトキハ此限ニアラズ

八 「モデル」ハ當該教員ニ於テ不都合ト認メ使用セザルトキハ他ノ科ニ於テモ之ヲ使用セザルコトアルベシ

九 モデル取締ハ「モデル」ヲ雇入ル、場合ニ於テ本規定竝ニ左ノ個條ヲ豫メ篤ト會得セシムベシ

一 「モデル」出校ノ節ハ直ニ會計室ニ至リ掛員ヨリ番號札ヲ受取り退校ノ節之ヲ會計掛員ニ必ズ返納スベシ

一 「モデル」ハ常ニ相當ノ服装ヲ亂スベカラズ

一 「モデル」ハ各教室ニ入りタル後ハ當該教員ノ指揮ニ從フベシ

一 「モデル」ハ生徒及小使等ニ對シ雜談スルヲ許サズ

一 「モデル」ハ當該教員ノ許可ヲ得ルニアラザレバ妄ニ教室外ニ出ツルヲ許サズ

一 「モデル」ハ各教室ニ設クル「モデル」休息場ノ外ニ於テ喫烟シ又ハ各「モデル」相互ニ雜談スベカラズ

一 「モデル」ハ妄リニ他ノ室ニ入り又ハ校内ヲ徘徊スベカラズ

一 「モデル」ハ控所外ニ於テ食事ヲナスベカラズ

十 各教室ノ授業時間ヲ過グルトキハモデル取締ハ直ニ各「モデル」ヲシテ校内ヲ去ラシムベシ

2 外国留学生

該当者は次のとおりである。

外国留学生

明治三十三年三月ヨリ三年間佛國留學被命 教授 淺井忠 東京士